

# 「第10回 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」

## 会 議 次 第

開 催 日：令和2年 2月 6日（木）

13：00～15：00

場 所：雲仙岳災害記念館 セミナー室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

○ 第11ローブの挙動の観測成果

○ 監視基準等の見直し検討

○ 監視カメラの統合について

○ ソフト対策会議等からの報告

○ 本委員会のまとめ

4. 閉 会

## 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会

## 設置趣意書

雲仙・普賢岳は平成2年11月17日に198年ぶりに火山活動を再開し、その活発な噴火活動により火砕流が発生し44人の尊い人命が奪われ、さらには降雨による土石流の発生により、地域生活や経済活動に長期にわたって甚大な被害を与えた。

雲仙復興事務所は、雲仙・普賢岳の噴火活動中から現在まで、噴火災害により被害を受けた地域の安全を確保し、早急な災害対策を進め、地域復興に貢献するため、砂防堰堤、導流堤、監視体制の整備などを進めてきた。

現在、一連の噴火活動は終息しているものの、雲仙・普賢岳周辺には、溶岩ドームと呼ばれる巨大な岩塊群が不安定に存在し、崩落等の危険性が懸念されるため、平成23年から24年にかけて「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩落に関する危険度評価検討委員会」及び「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」を開催した。これらの委員会により、溶岩ドーム崩壊時に下流に被害発生の可能性があることが示され、今後溶岩ドームの挙動について継続的な調査・観測が必要であること、発生可能性が高い災害に対しては事前にハード対策を行うべきこと、ハード対策だけでなく並列して関係機関が連携して雲仙・普賢岳の防災対策に取り組むべきであることが報告された。これらの報告を受け、雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に対するソフト対策を検討することとした。

検討にあたっては、溶岩ドーム崩落が火山学や地球物理学からも稀な現象であり、火山防災および砂防に関する高度な学術的知見が不可欠であること、及び関係機関が連携して雲仙・普賢岳の防災対策に取り組む必要があることから、学識経験者や各行政機関関係者から構成される「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」を設置することとする。

## 「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」規約

## 第1条（趣旨）

この規約は、「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

## 第2条（目的）

本委員会は、溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及びソフト対策の検討を目的とする。

## 第3条（組織）

委員会は、事務局が設置する。

- 委員会の委員は、事務局が委嘱する。

## 第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。
- 委員長に事故があった場合には、委員長が予め委員の中から指名する者が職務を代行する。

## 第5条（委員会）

委員会は、委員長の了解を得て事務局が招集する。

- 委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。
- 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、行政委員の代理出席も委員会の成立数とする。
- 異常時、緊急時等、臨時に開催する必要がある時は、事務局が委員長の了解を得て臨時委員会を招集するものとする。

## 第6条（報告及び助言）

防災関係機関の実務担当者による溶岩ドーム崩壊対策等の防災に関する検討や実施状況について、事務局より委員会へ報告を行い、委員会から必要に応じ助言を頂くものとする。

## 第7条（公開）

委員会の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

- 特段の理由がある場合は、委員会の判断により非公開とすることができる。

## 第8条（オブザーバー）

雲仙・普賢岳周辺の関係機関等を委員会のオブザーバーとする。

- 委員会に参加するオブザーバーは、委員会の提言等をふまえ、必要に応じて事務局が変更するものとする。

## 第9条（事務局）

委員会の事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口は国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所に置く。

国土交通省 九州地方整備局 河川部

国土交通省 九州地方整備局 雲仙復興事務所

長崎県 危機管理監 危機管理課

長崎県 土木部 砂防課

## 第10条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

第11条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成26年8月4日より施行する。

第10回 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会  
委員名簿

(順不同・敬称略)

【学識委員】

下川 悦郎	鹿児島大学 名誉教授
清水 洋	九州大学 大学院理学研究院附属 地震火山観測研究センター 教授 (火山)
山田 孝	北海道大学大学院 農学研究院 基盤研究部門 流域砂防学研究室 教授 (砂防) 【欠席】
木村 拓郎	一般社団法人 減災・復興支援機構 理事長 (防災)
高橋 和雄	長崎大学 大学院工学研究科 インフラ長寿命化センター 名誉教授 (防災)
蔣 宇静	長崎大学 大学院工学研究科 教授 (岩盤工学)
中谷 洋明	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 土砂災害研究室長 (防災)

【行政委員】

重野 伸昭	福岡管区気象台気象防災部 火山防災情報調整官
藤井 政人	九州地方整備局 河川部長
荒木 秀	長崎県 危機管理監 (代理出席：危機管理課長 近藤 和彦)
岩見 洋一	長崎県 土木部長 (代理出席：砂防課長 鈴木 健)
小村 利之	長崎県 島原振興局長
古川 隆三郎	島原市長
松本 政博	南島原市長
金澤 秀三郎	雲仙市長

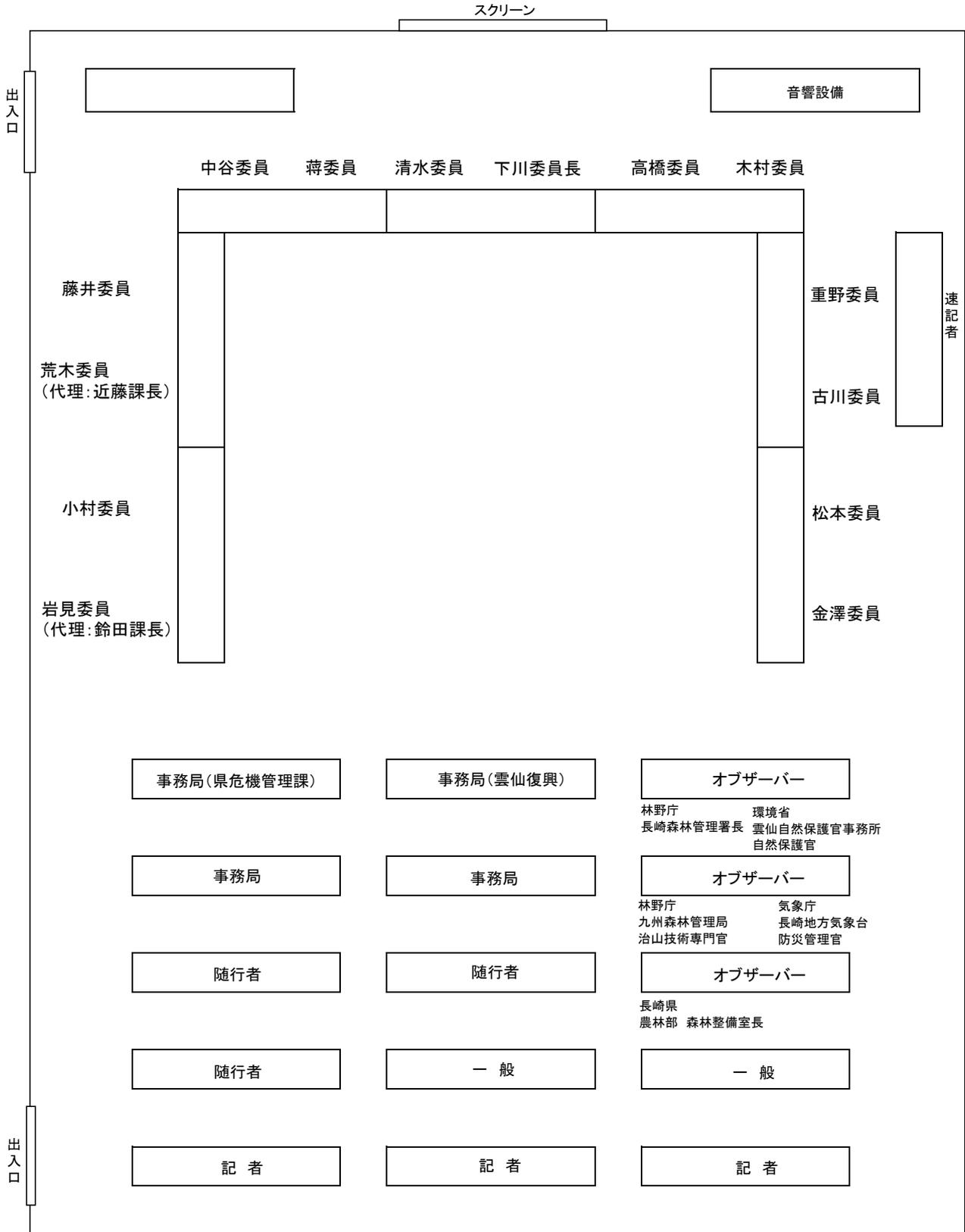
【オブザーバー】

服部 恭也	環境省 九州地方環境事務所 雲仙自然保護官事務所 自然保護官
村田 孝彦	林野庁 長崎森林管理署長
富永 雄二	林野庁 九州森林管理局治山課 治山技術専門官
田中 満	気象庁 長崎地方気象台 防災管理官
永田 明広	長崎県 農林部 森林整備室長

【事務局】

国土交通省 九州地方整備局 (河川部、雲仙復興事務所)  
長崎県 (危機管理監、土木部)

# 第10回 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会 配席図





度等変化に注視していく必要がある。

(3) 臨時委員会への提供資料に関して

臨時委員会へ提供する資料について、今後も継続的に議論する。

**【委員からの意見】**

- 地元住民の安全安心のために、今ある基礎的な挙動観測を今後も継続していただきたい。
- 臨時委員会への提示資料は、委員が状況を判断するための内容を事前にすりあわせをしておく必要がある。

(4) ソフト対策会議等からの報告

合同防災訓練、深江地区での地域防災力向上の取組事例等を事務局より報告

**【委員からの意見】**

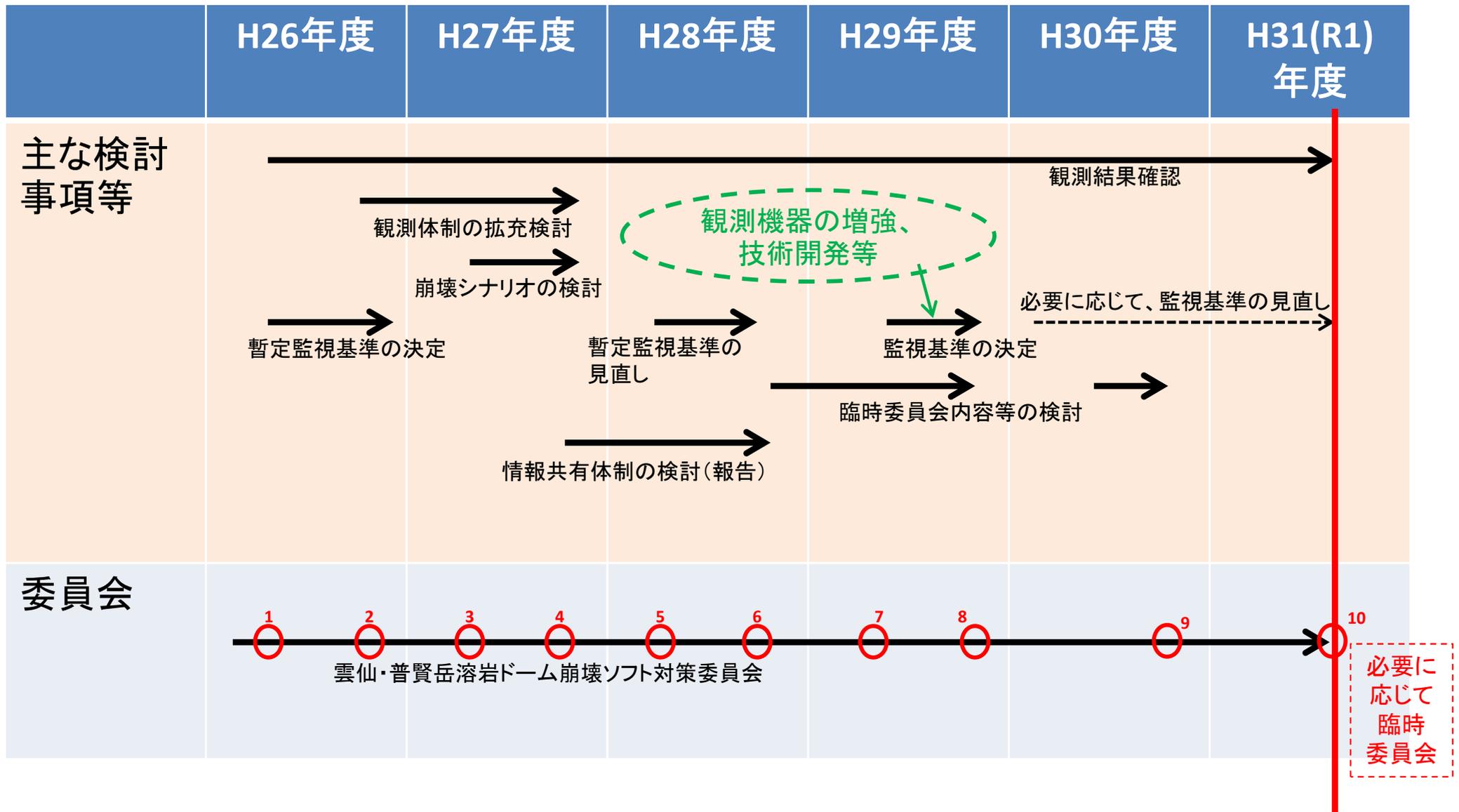
- 平時より、地域住民向けに市広報誌を利用するなど溶岩ドームの情報発信等啓発活動に努めてほしい。
- 将来的には、監視基準値を類型化してわかりやすくする取組も必要と思われる。

# 第10回 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会 討議資料

令和2年2月6日 @雲仙復興事務所



# 雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会の流れ



必要に応じて臨時委員会

今回の委員会(R1年2月6日)

# 第9回委員会での主な意見と対応

No.	項目	意見	対応
1	1.第11ローブの挙動の観測成果	溶岩ドームの崩壊は地すべりのような崩壊形態ではなく、弱くなった部分から倒れ込むような形態も想定される。	今後の参考とさせていただきます。
2	2.監視基準等の見直し検討	(監視基準の議論の中で)変位速度の変化にも着目したほうがよい。	今後の参考とさせていただきます。
3		プリズム観測点について、周辺の状態を定期的に観察するとよい。(ドローン等の活用)	有人ヘリコプターによりプリズム観測点周辺の上空調査を実施。今後も定期的に実施予定。
4		溶岩ドームの内部構造把握も将来的な課題である。	溶岩ドームの内部構造の把握は困難。今後の課題として認識。
5		平常時の監視・観測のコストを減らし、異常時は臨機に観測機器等追加できるような体制を構築することも必要である。	今後の検討課題として認識。
6		現在の観測を継続実施し、観測データと周辺状況、他の観測機器との相関関係、変位速度等変化に注視していく必要がある。	取得した観測データは、相関関係や変位速度等総合的な解析により、監視を継続する。
7	3.臨時委員会への提供資料について	地元住民の安全安心のために、今ある基礎的な挙動観測を今後も継続していただきたい。	現在の観測態勢を継続していく。
8		臨時委員会への提示資料は、委員が状況を判断するための内容を事前にすりあわせをしておく必要がある。	第9回委員会で提示済み。今後も課題として適宜取り組んでいく予定。
9	4.ソフト対策会議等からの報告	平時より、地域住民向けに市広報誌を利用するなど溶岩ドームの情報発信等啓発活動に努めてほしい。	地元ケーブルテレビ等との連携、地元マスコミ関係者との意見交換会を適宜実施。
10		将来的には、監視基準値を類型化してわかりやすくする取組も必要と思われる。	今後の課題として取り組んでいく予定。

# 今回の委員会での説明・審議の内容

1. 第11ローブの挙動の観測成果 【説明】

2. 監視基準等の見直し検討 【説明】

3. 監視カメラの統合について 【説明】

4. ソフト対策会議等からの報告 【説明】

5. まとめと今後の予定 【説明】

# 1. 第11ローブの挙動の観測成果

1.1 監視・観測体制の概要

1.2 光波測距

1.3 GBSAR

1.4 傾斜計とワイヤーセンサー

1.5 振動センサーと震度計

1.6 LPの詳細解析による地表面変位状況

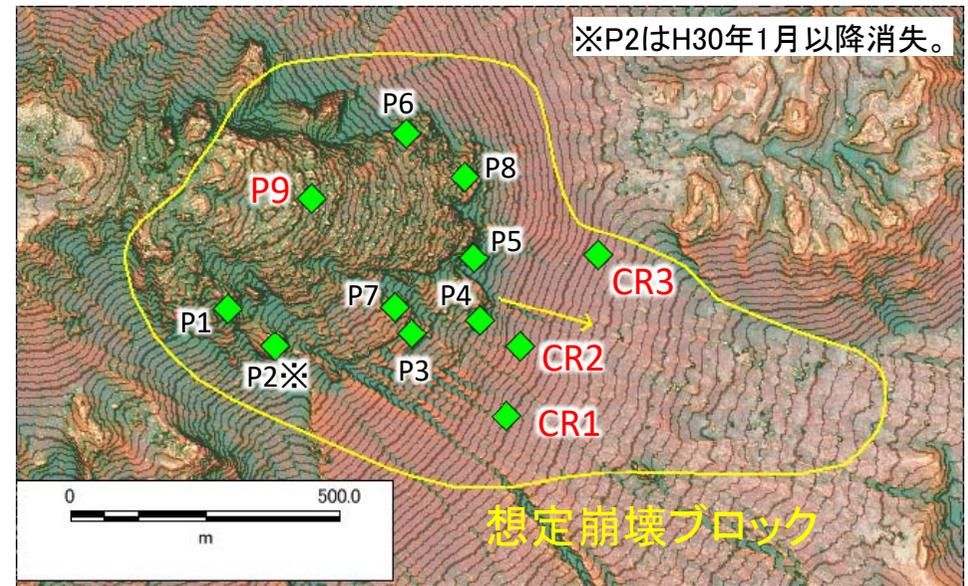
1.7 第11ローブの挙動概要まとめ



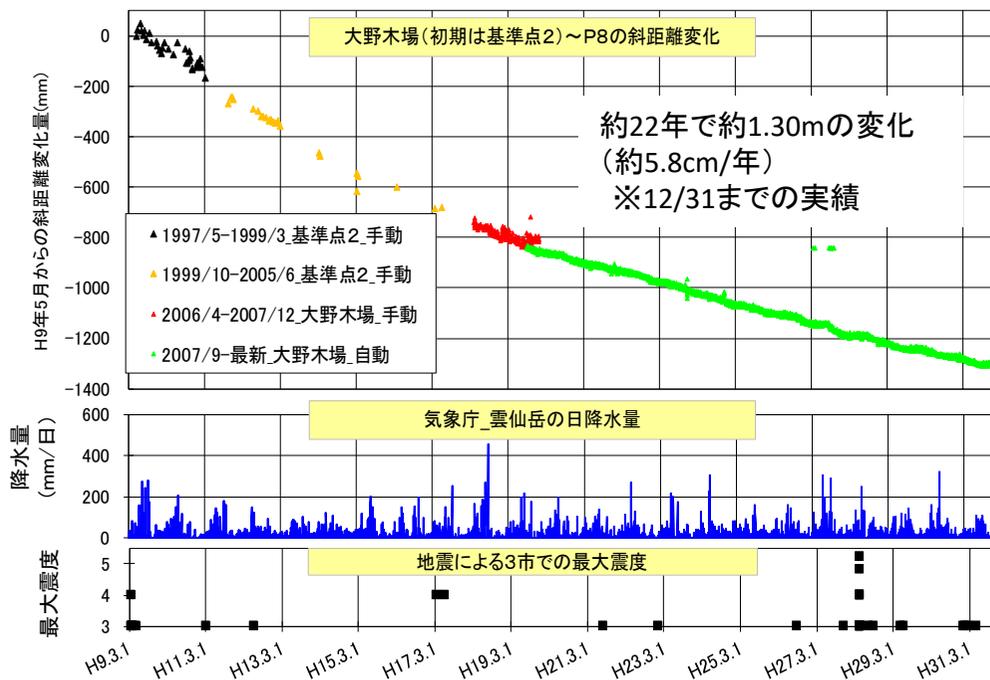
# 1.2 光波測距

- P8の長期的な変位速度(図2)は約5.8cm/年で、**従来から大きな変化なし**。  
降雨や地震に対して明確な応答は見られない。
- 近年の変位速度(図3)は、P1~P8(2.6~5.1cm/年)に対して**上部P9で速く(9.6cm/年)**、**下部のCR1-3で遅い**(図3)。

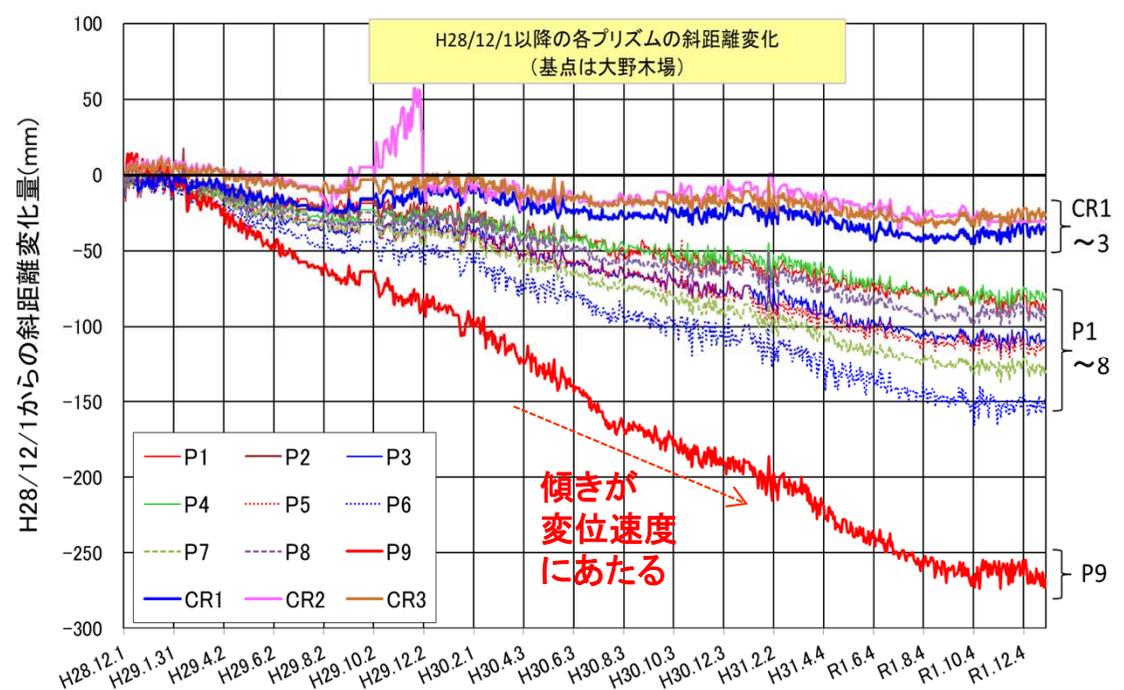
■プリズムの設置位置(図1)



■長期的な斜距離変化(図2)



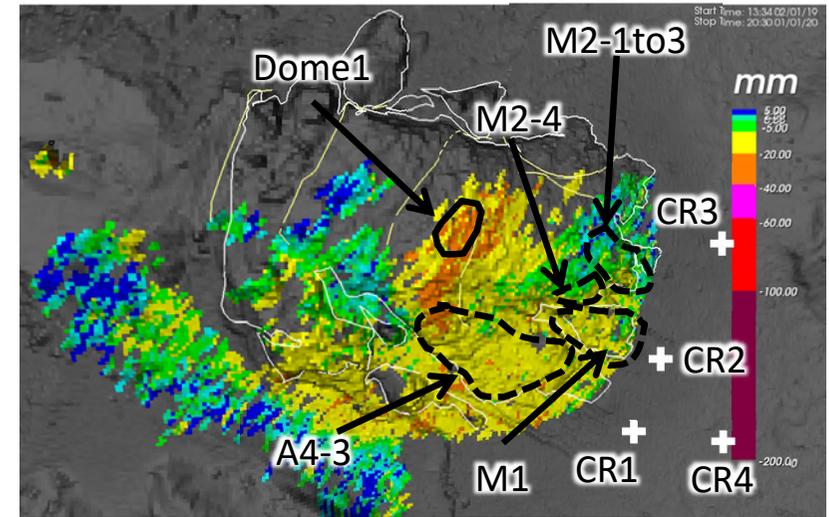
■プリズムごとの斜距離変化の比較(図3) (大野木場より)



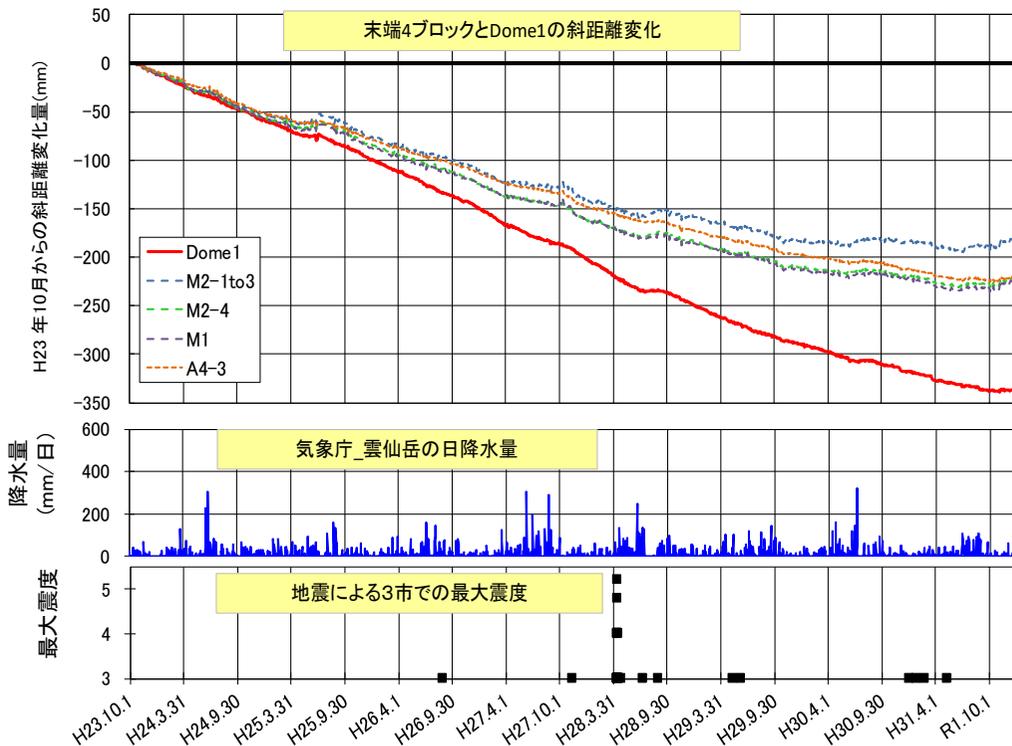
# 1.3 GBSAR

- 長期的な変化傾向(図2)は、**従来から大きな変化はない。**
  - 末端4ブロック(破線)で2.2~2.7cm/年、上部のDome1(実線)で4.1cm/年程度。
  - 地震や降雨と明確な応答は見られない。
- 近年の変位速度(図3)は**Dome1で早く、CRで遅い。**  
光波測距と整合的である。

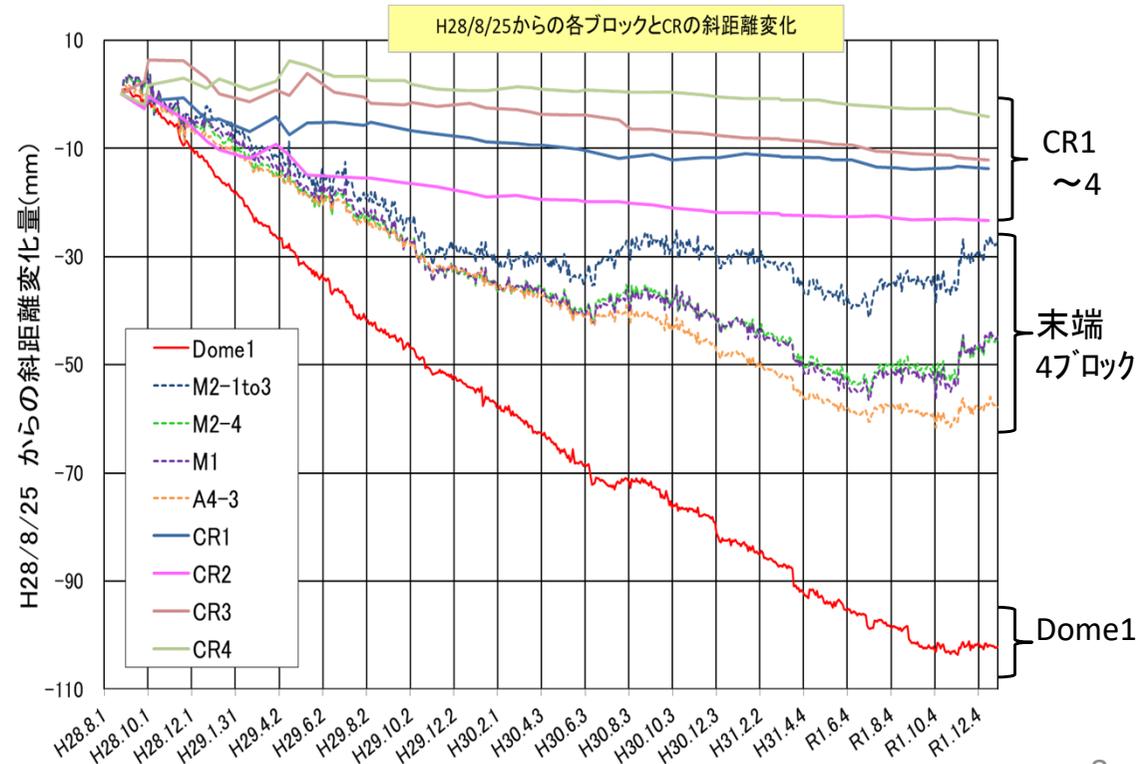
■直近1年間の変位分布(H31/1/2~R2/1/1)(図1)



■長期的な斜距離変化(図2)



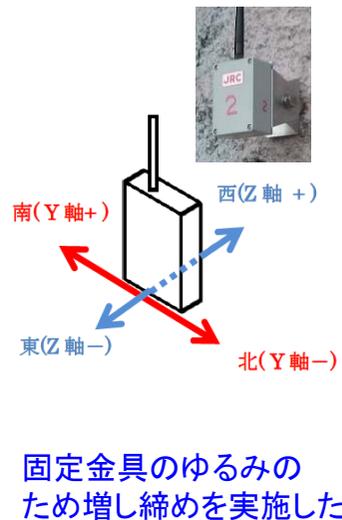
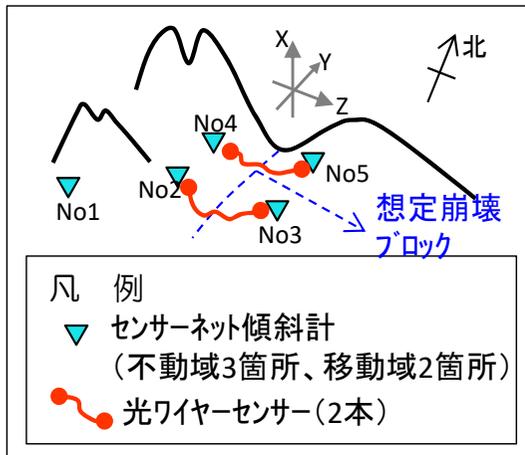
■近年の斜距離変化(図3)



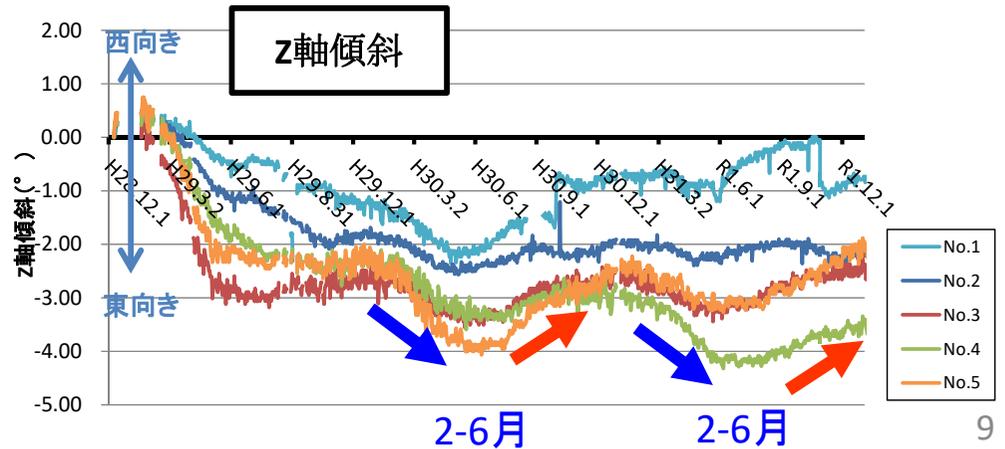
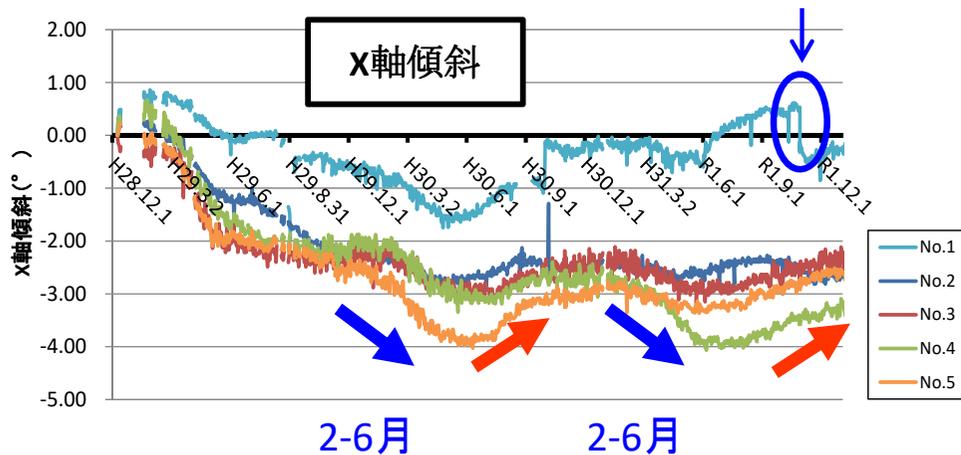
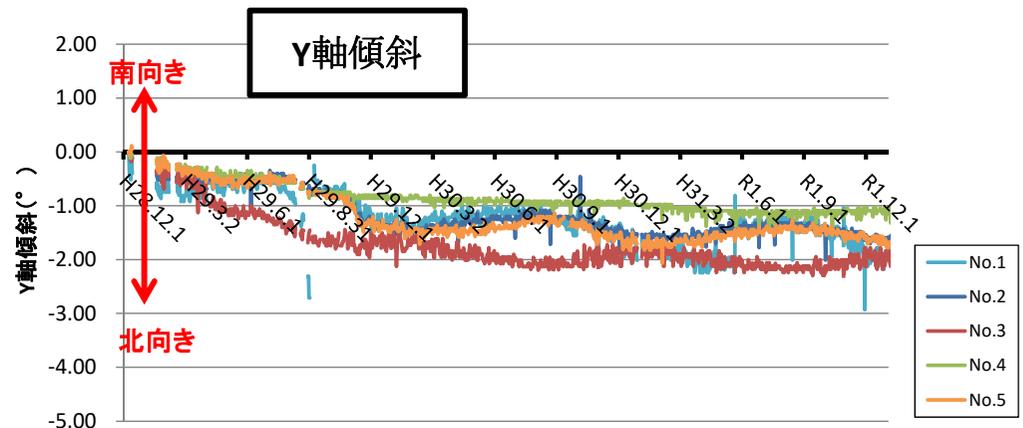
# 1.4 傾斜計とワイヤーセンサー

- 年周期変動の傾向が今年度も継続。
  - 2月～6月頃…東方向への傾斜傾向 / 6月～12月頃…傾斜が戻る傾向
- ワイヤーセンサーは1度も切断していない。

■ 傾斜計とワイヤーセンサーの位置関係



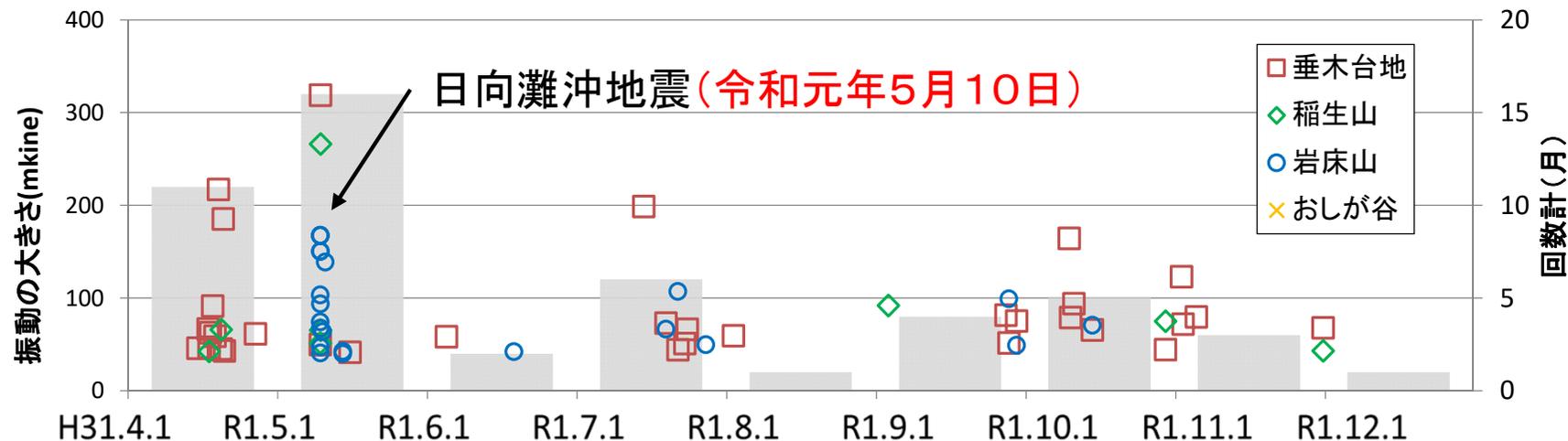
■ センサーネット傾斜計の観測結果



# 1.5 振動センサーと震度計

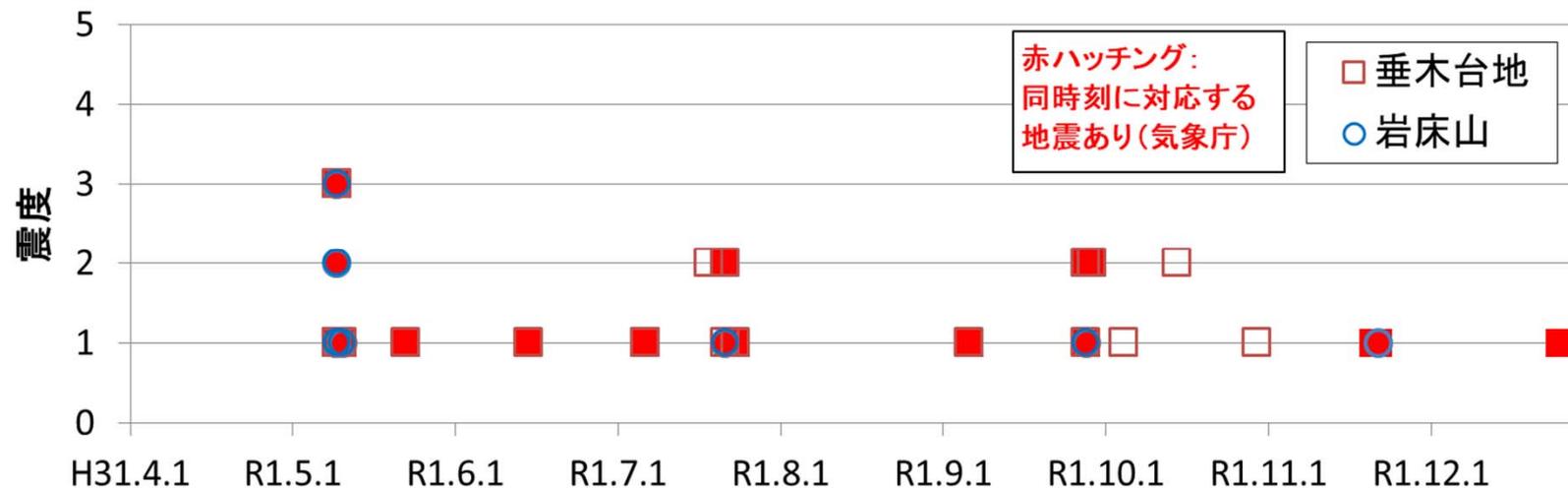
## [振動センサー]

● H31.4.1～R1.12.31の間、「40mkine超×30秒超」の実績は無し。



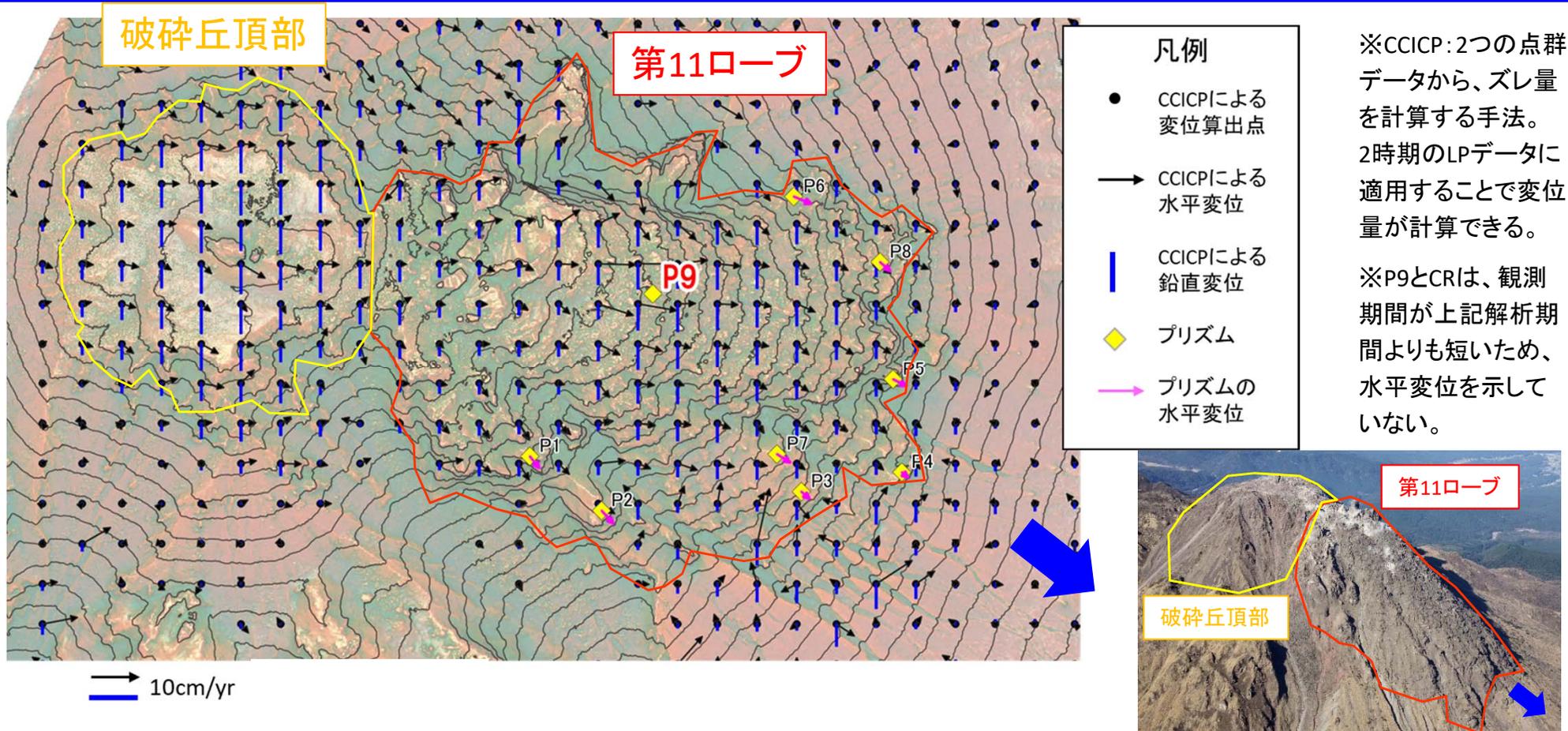
## [震度計]

● 気象庁の地震情報と概ね一致している。



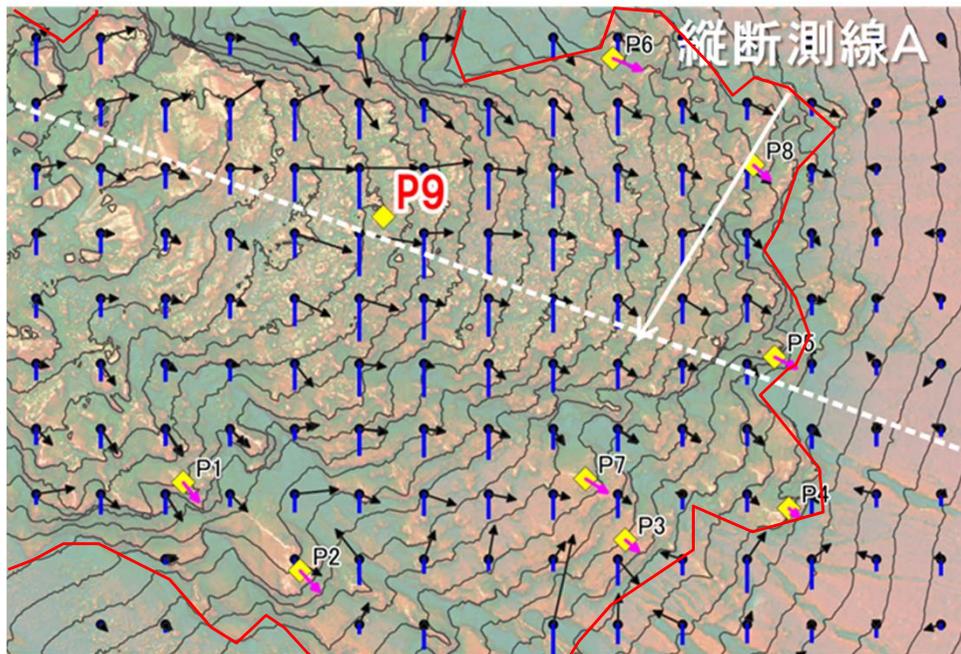
# 1.6 LPデータの詳細解析による地表面変状

- 2009年と2017年のLP(航空レーザ計測)データを使用して、8.57年間の地表面変位の分布を解析。
- ドーム頂部(破碎丘頂部:黄色範囲)と第11ローブ(溶岩ドーム本体:赤色範囲)で鉛直変位(下向き)が大きい傾向。沈降しつつ、斜面下方へ移動していると思われる。
- ドーム上部(P9付近)の大きな変位は光波測距やGBSARの観測結果と同様の傾向。



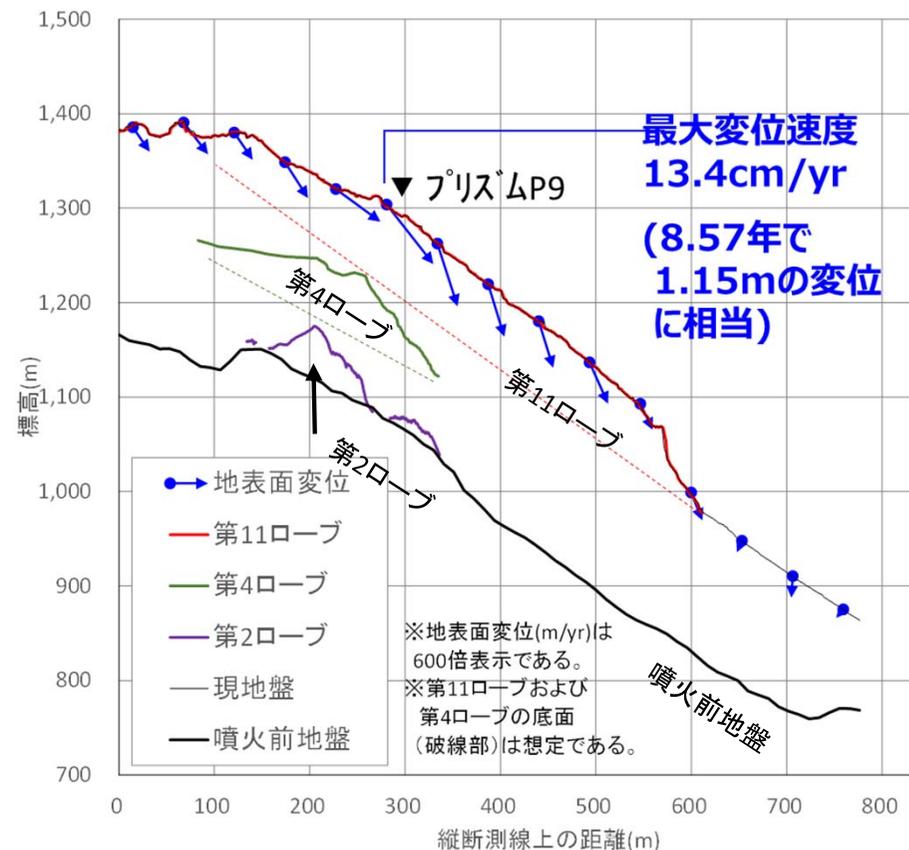
# 1.6 LPデータの詳細解析による地表面変状

- 縦断図(下図右)を描くと、プリズムP9より斜面下方側では下向き成分が強い。
- P9より斜面上方側では、地下に第2・第4ローブが埋没しているが、斜面下方側ではそれが無い。
- 変位のメカニズムとして、「P9より下方斜面では内部に柔らかい火砕物が厚く堆積しているため、沈降しながら変位する。P9およびその上方斜面の表層部は、それに引きずられて斜面下方に変位する」と考えられる。



→ 10cm/yr

【縦断側線A】



# 1.7 第11ローブの挙動の概要まとめ

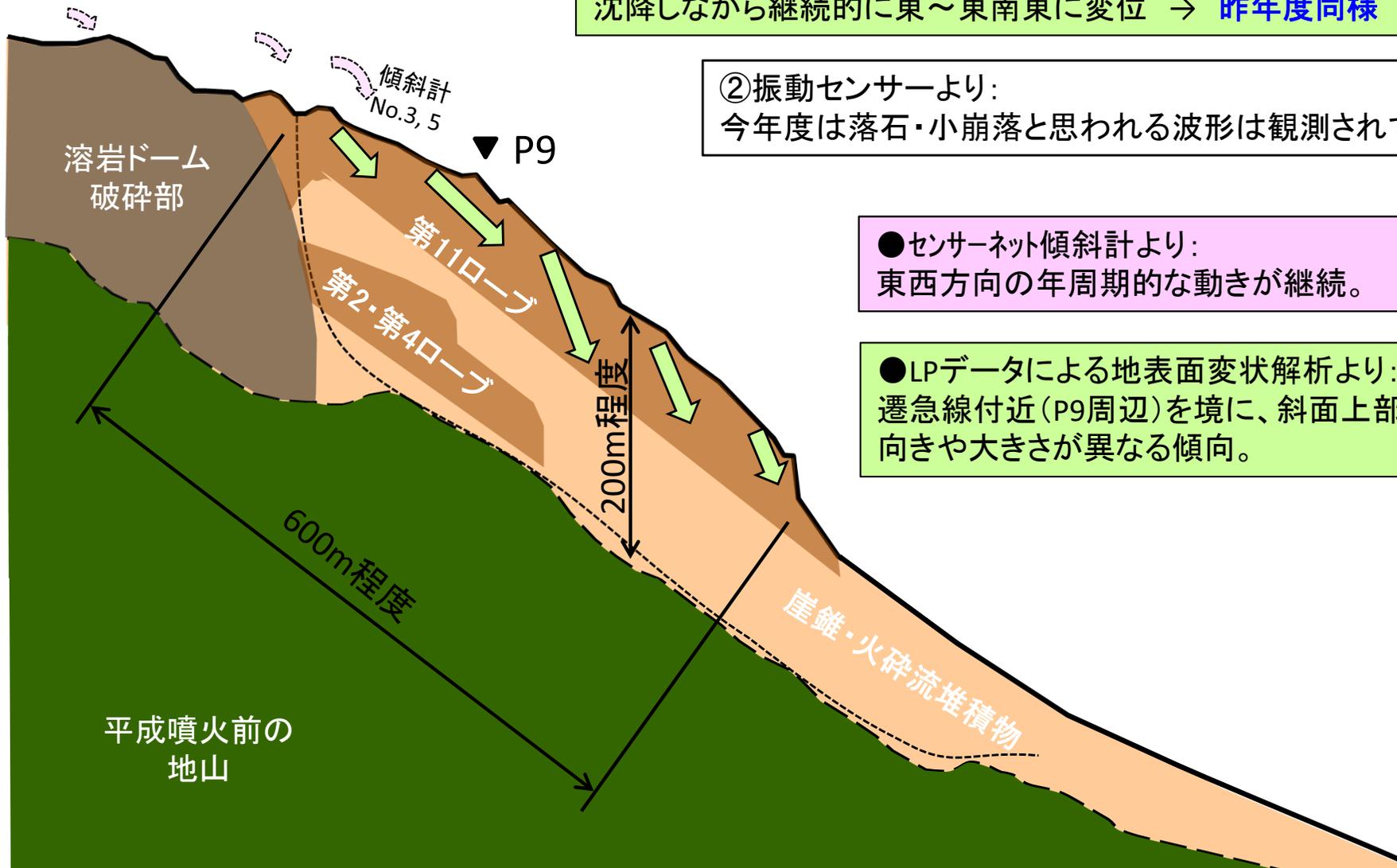
- これまでと同じく、例年と比べて変化は見られない。従来どおり、全体として沈降しつつ東南東方向へ変位している。

①航空レーザ計測、光波測距、GBSARより：  
沈降しながら継続的に東～東南東に変位 → 昨年度同様

②振動センサーより：  
今年度は落石・小崩落と思われる波形は観測されていない。

●センサーネット傾斜計より：  
東西方向の年周期的な動きが継続。

●LPデータによる地表面変状解析より：  
遷急線付近(P9周辺)を境に、斜面上部と下部で変位の向きや大きさが異なる傾向。



## 2. 監視基準等の見直し検討

### 2.1 監視基準値とH31(R1)年度超過実績

# 2.1 現在の監視基準値

観測機器等	取得間隔	即時対応基準値	短期対応基準値	長期対応基準値
震度計	リアルタイム	垂木台地・岩床山のいずれかで 下記を超過した場合。 ①震度3(砂防工事従事者退避) ②震度4(市への危険情報(仮称)提供)	—	—
振動センサー	リアルタイム	稲生山・垂木台地・岩床山・薊谷のうち 2箇所以上で下記を超過した場合。 ①振動エネルギー指標値5以上 ②40mkine以上の振動が30秒以上継続	—	—
光波測距	即時は1回/1h 短期・長期は 1回/1日	毎時観測データを用いて、「両方の監視局 からの斜距離変化が-20mm/hを超過」が、 2つ以上のプリズムについて成立した場合。	日平均データを用いて、100日間の 回帰直線からの乖離が-4cmを超過、 又は、2回(2日)連続して-2cmを 超過した場合。	日平均データを用いて、 100日間の回帰直線の傾きが下記の値を超過した場合。 ●P9: -0.45mm/日 ●それ以外: -0.3mm/日 ※天狗山-P5の組合せを除く。
		※対象とするプリズムは、P1およびP3～P9の8つとする。(P2を除外。)		
GBSAR	即時は1回/7分 短期・長期は 1回/2日	いずれか1つのブロックにおいて、1時間平均 した変位速度が、2回以上連続して-4mm/h を超過した場合。	いずれか1つのブロックにおいて、 2日間の変位が-4.5mm/2日を超過した場合。	いずれか1つのブロックにおいて、 1年間の変位速度が-5cm/年を 超過した場合。
		※対象とするブロックは、Dome1, A4-3, M1, M2-4, M2-1to3の5つとする。		
傾斜計	1回/1日	— (緊急時には計測時間間隔を短くして 監視に活用する。)	No.2～No.5のいずれか1つで、 XYZいずれかの1日間の傾斜変化が ±1.0°/日を超過した場合。	No.2～No.5のいずれか1つで、 XYZいずれかの1年間の傾斜変化が ±3.5°/年を超過した場合。
ワイヤセンサー		切断した場合。	—	—
雨量計		(連続雨量が200mmを超過したら各観測機器の基準超過状況をチェック)		

◆今後も最適な監視体制への見直しのため、適宜、観測機器や基準値の再検討を行う予定。

◆火山活動や地震活動等の発生など、溶岩ドームの状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて基準値の変更を検討する。

## 2.2 監視基準値とH31(R1)年度の超過実績

観測機器等	取得間隔	即時対応基準値	H31年度超過実績
震度計	リアルタイム	垂木台地・岩床山のいずれかで下記を超過した場合。 ①震度3(砂防工事従事者退避) ②震度4(市への危険情報(仮称)提供)	①震度3: <b>3回超過</b> (全て5月10日) ※いずれも日向灘沖地震(震度5弱)の直後であり、溶岩ドームの変状を示すものではない。 ②震度4: 超過なし  対象期間: H31/4/1-R1/12/31
振動センサー	リアルタイム	稲生山・垂木台地・岩床山・薊谷のうち2箇所以上で下記を超過した場合。 ①振動エネルギー指標値 <b>5</b> 以上 ② <b>40mkine</b> 以上の振動が <b>30秒</b> 以上継続	①②ともに実績なし。  対象期間: H31/4/1-R1/12/31
光波測距	即時は1回/1h 短期・長期は1回/1日	毎時観測データを用いて、「両方の監視局からの斜距離変化が <b>-20mm/h</b> を超過」が、2つ以上のプリズムについて成立した場合。	超過なし  対象期間: H31/4/1-R1/12/31
GBSAR	即時は1回/7分 短期・長期は1回/2日	監視対象5ブロックのいずれか1つにおいて、1時間平均した変位速度が、2回以上連続して <b>-4mm/h</b> を超過した場合。	超過なし  対象期間: H31/4/1-R1/12/31
光ワイヤーセンサー	リアルタイム	2箇所とも切断した場合。	切断なし。 対象期間: H31/4/1-R1/12/31

※GBSARの監視対象5ブロックとは、Dome1, A4-3, M1, M2-4, M2-1to3のことである。

## 2.2 監視基準値とH31(R1)年度の超過実績

観測機器等	取得間隔	短期対応基準値		長期対応基準値	
		基準値	H31年度超過実績	基準値	H31年度超過実績
光波測距	即時は1回/1h 短期・長期は 1回/1日	日平均データを用いて、100日間の回帰直線からの乖離が <b>-4cm</b> を超過、又は、2回(2日)連続して <b>-2cm</b> を超過した場合。	超過なし。  対象期間: H31/4/1-R1/12/31	日平均データを用いて、100日間の回帰直線の傾きが下記の値を超過した場合 ●P9: <b>-0.45mm/日</b> ●それ以外: <b>-0.3mm/日</b> ※天狗山-P5の組合せを除く。	超過なし。  対象期間: H31/4/1-R1/12/31
GBSAR	即時は1回/7分 短期・長期は 1回/2日	監視対象5ブロックのいずれか1つにおいて、2日間の変位が、 <b>-4.5mm/2日</b> を超過した場合。	超過なし。  対象期間: H31/4/1-R1/12/31	末端4ブロックのいずれか1つにおいて、1年間の変位速度が <b>-5cm/年</b> を超過した場合。	超過なし。  対象期間: H31/4/1-R1/12/31
傾斜計	1回/1日	No.2~No.5のいずれか1つで、XYZいずれかの1日間の傾斜変化が <b>±1°/日</b> を超過した場合。	超過なし。  対象期間: H31/4/1-R1/12/31	No.2~No.5のいずれか1つで、XYZいずれかの1年間の傾斜変化が <b>±3.5°/年</b> を超過した場合。	超過なし。  対象期間: H31/4/1-R1/12/31

※GBSARの監視対象5ブロックとは、Dome1, A4-3, M1, M2-4, M2-1to3のことである。

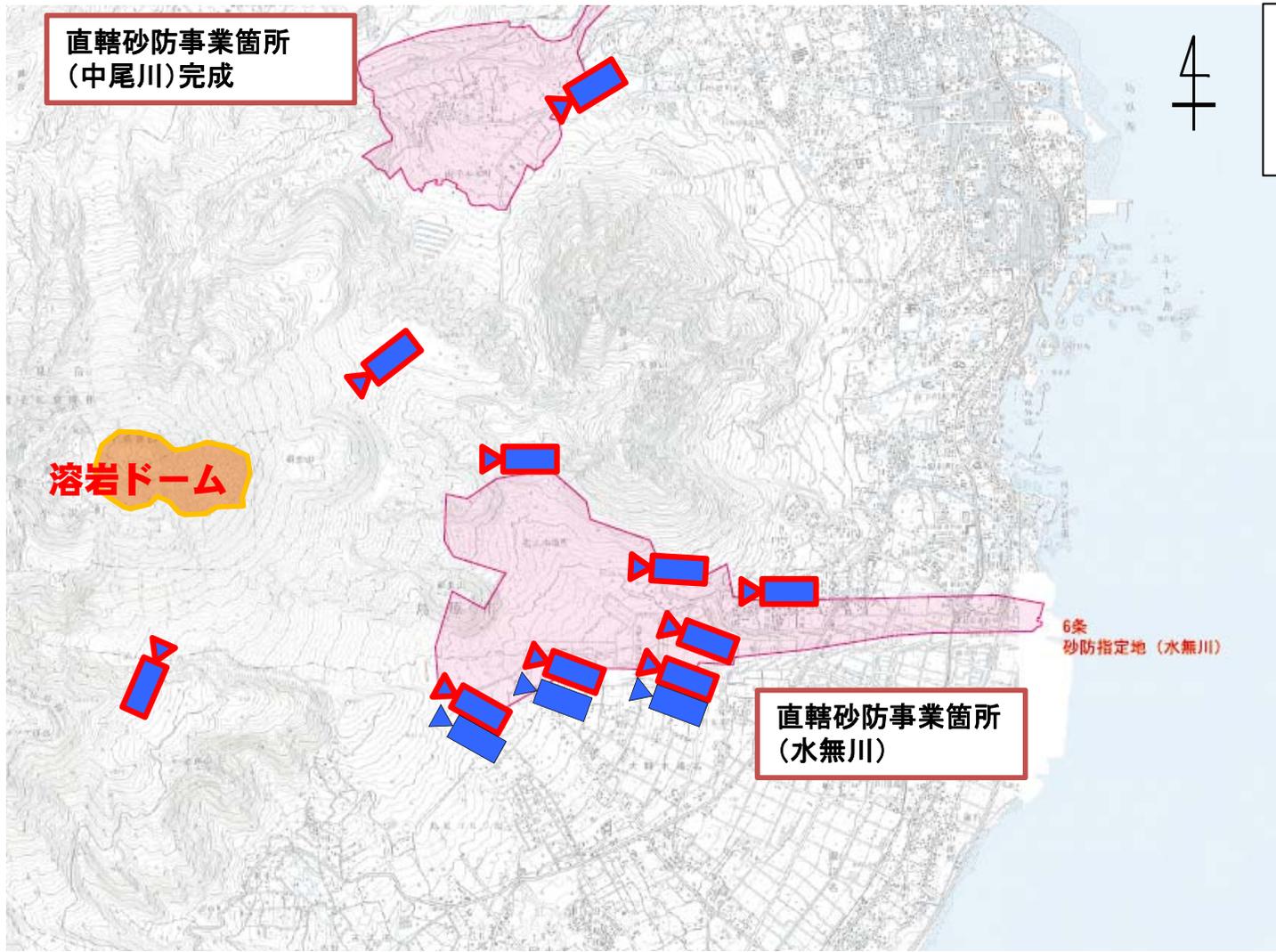
※雨量は気象庁雲仙岳を使用。

- いずれの観測機器においても、監視基準の超過は認められない。
- 溶岩ドーム地表面変状等でも特段の変化は見られない。
- したがって、今年度は基準値の見直しは実施しない。

# 3. 監視カメラの統合について

# 3. 監視カメラの統合について

● 溶岩ドーム挙動監視等に使用しているカメラを統合する。



凡 例

- ▶ 溶岩ドーム監視に使用するカメラ
- ◻ 存置するカメラ

● 現在運用している溶岩ドームの監視カメラのうち、隣接箇所で同等機能を有しているカメラを統合し、監視の効率化を図る。



現在の監視体制に影響は生じない。

## 4. ソフト対策会議等からの報告

# 4.1 雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練について

## ■訓練目的

国交省・長崎県・島原3市等の溶岩ドーム崩壊時の対応に係る関係機関と住民が、ドーム崩壊の危険性の覚知から崩壊後までの様々な状況を想定した合同防災訓練を実施し、情報共有手段や住民の警戒避難対応等、関係機関のとるべき行動や果たすべき役割を確認する。

## ■訓練の主要確認項目

- ①溶岩ドーム崩壊に係る観測結果の情報伝達・共有(マスコミ対応)
- ②土砂災害防止法・災害対策基本法に基づく住民の警戒避難対応
- ③有識者・専門家等からの助言に基づく対応
- ④事前防災行動計画に基づく防災対応プロセスの確認

## ■これまでの経緯

- 平成22年度より開催。
- これまで通算10回ほど実施。うち溶岩ドーム崩壊を対象とした訓練は7回目
- 毎年課題を設定し、その内容について訓練を行う。

## ■訓練概要

- 開催頻度:年1回  
(今年度は令和元年11月21日(木))
- 訓練会場:島原市・南島原市のいずれか
- 訓練方式:解説付学習型防災訓練  
(ソフト対策検討委員会の学識委員等)
- 参加機関:(毎回、50名前後の参加者)
  - ・島原市、南島原市、雲仙市
  - ・島原広域消防本部(本部・消防署)
  - ・長崎県危機管理課・砂防課、島原振興局
  - ・長崎県警(本部・警察署)
  - ・国土交通省
  - ・報道機関(マスコミ)
  - ・地区住民

## 4.2 令和元年度 雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練の概要

□ 今回の訓練は2つのステージを設定した。

①大規模地震発生 ⇒ 地震による溶岩ドーム変位増加に伴い、警戒避難が長期化する場合の各機関の対応を確認

②大規模台風接近 ⇒ 台風による大雨のなかでの、溶岩ドーム変位増加に伴う各機関の対応を確認

○開催日時：令和元年11月21日(木) 13:00～

○訓練会場：島原復興サブアリーナ

○参加機関：参加者（53名）

- ・島原市、南島原市、雲仙市
- ・長崎県危機管理課・砂防課、島原振興局
- ・島原広域消防本部、長崎県警
- ・長崎河川国道事務所、雲仙復興事務所
- ・地区住民（南島原市深江地区および島原市安中地区）



訓練全景



島原広域消防本部の回答



地区住民の回答



解説者の講評

### 訓練で出された意見

【各機関】他機関等の対応、連携について確認することができた。

【行政】避難すべき住民への迅速かつ的確な情報の伝達手法についてさらに連携しながら、検討していく必要を感じた。

【解説者】過去の被災の経験が各機関で活かされていると思われる。

【解説者】実際は様々な事象が複合的に発生すると想定されるため、過去の災害の経験を踏まえ、備えておくことが重要。

【解説者】被災経験者の高齢化が進む中、このような取り組みを島原半島全体に広げていく取り組みを検討する必要がある。

【住民】行政と一緒にやってこういった取り組みを何回もやって初めて被害をなくすことができると思う。

【住民】我々市民の災害に対する認識がかなり薄いと感じている。有事の際に行政に対し、自ら情報を得るという行動も重要かもしれないと思う。

【住民】災害に対する対策、対処、判断というものにはスピード感が問われると感じており、このようなことを考えてもらえると市民としても心強い。

# 5. まとめと今後の予定

5.1 本委員会のまとめ

5.2 今後の予定

## 5.1 本委員会のまとめ

- 観測データからは、第11ローブの挙動に特段の変化は認められない。従来どおり、沈降しつつ東南東に変位している。
  - ◆ LPデータ：遷急線付近（P9周辺）を境に、地表面変位の傾向が異なる。
- 今年度は監視基準値の超過も認められず、基準値見直しは行わない。

## 5.2 今後の予定

- 雲仙復興事務所の直轄砂防事業が令和2年度に完了予定。
- 本委員会を次年度より「雲仙岳火山防災協議会」へ移行する。詳細は来年度検討予定。

## 雲仙岳火山防災協議会規約

平成28年3月14日制定  
平成28年8月19日改正  
平成29年2月15日改正  
平成29年5月18日改正  
平成30年1月30日改正  
平成30年5月31日改正  
令和2年2月4日改正

### (目的)

第1条 雲仙岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、雲仙岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市が共同で設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 長崎県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関することを含む。）

### (協議会の組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長1名を置く。
- 3 会長は、長崎県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 会長が協議会に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する構成員にその権限を委任することができる。
- 6 構成員が協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

### (協議会の開催)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会の構成員は、法第4条第3項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会の所掌事務を円滑に進めるために雲仙岳火山防災協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者で構成する。
- 3 幹事会に、幹事長1名を置く。
- 4 幹事長は、長崎県危機管理課長が務める。
- 5 幹事長は、幹事会の座長となり、議事を整理する。
- 6 幹事長は、幹事会の議題に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会会員を招集することができる。また、幹事会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口を長崎県危機管理課に置く。

長崎県危機管理課  
島原市市民安全課  
雲仙市市民安全課  
南島原市防災課

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月14日から施行する。
- 2 雲仙岳防災連絡会議の業務は、協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この規約は、平成28年8月19日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年2月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成29年5月18日から施行する。
- 6 この規約は、平成30年1月30日から施行する。
- 7 この規約は、平成30年5月31日から施行する。
- 8 この規約は、令和2年2月4日から施行する。

(別表第1) 雲仙岳火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項中該当する号)	所属	職名	備考
都道府県 (第1号)	長崎県	知事	会長
市町村 (第1号)	島原市	市長	
	雲仙市	市長	
	南島原市	市長	
地方気象台等 (第2号)	気象庁福岡管区気象台	気象防災部長	
	気象庁長崎地方気象台	台長	
地方整備局 (第3号)	国土交通省九州地方整備局	局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第16普通科連隊	連隊長	
警察 (第5号)	長崎県警察本部	本部長	
消防 (第6号)	島原地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター	センター長	
	熊本大学	名誉教授	
	鹿児島大学	名誉教授	
その他 (第8号)	環境省雲仙自然保護官事務所	自然保護官	
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	署長	
	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所	事務所長	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	事務所長	
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	事務所長	
	国土地理院九州地方測量部	部長	
	海上保安庁長崎海上保安部	海上保安部長	
	海上保安庁三池海上保安部	海上保安部長	
	一般社団法人島原半島観光連盟	会長	
	雲仙ロープウェイ株式会社	代表取締役社長	
	島原鉄道株式会社	代表取締役社長	
	株式会社ドコモCS九州長崎支店	支店長	
	株式会社KDDI九州総支社	九州総支社長	
ソフトバンク株式会社九州ネットワーク技術部	部長		
長崎県	危機管理監		

(別表第2) 雲仙岳火山防災協議会幹事会会員

区分	所属	備考
火山専門家	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター	
	熊本大学	
	鹿児島大学	
国	気象庁福岡管区気象台	
	気象庁長崎地方気象台	
	国土交通省九州地方整備局	
	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	
環境省雲仙自然保護官事務所		
県	長崎県危機管理監危機管理課	事務局、幹事長
	長崎県環境部自然環境課	
	長崎県農林部森林整備室	
	長崎県土木部砂防課	
	長崎県島原振興局管理部	
市	島原市市民部市民安全課	事務局
	雲仙市市民生活部市民安全課	事務局
	雲仙市建設部監理課	
	南島原市総務部防災課	事務局
陸上自衛隊	陸上自衛隊第16普通科連隊	
警察	長崎県警察本部警備課	
	九州管区警察局長崎県情報通信部機動通信課	
	長崎県島原警察署	
	長崎県雲仙警察署	
	長崎県南島原警察署	
消防	島原地域広域市町村圏組合消防本部警防課	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課	
海上保安部	海上保安庁長崎海上保安部警備救難課	
	海上保安庁三池海上保安部警備救難課	

## 参考 活動火山対策特別措置法（抜粋）

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
  - 二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
  - 三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
  - ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの
- 六 救助に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。